

「(仮称)美幌町自治基本条例」制定に向けた考え方

1 趣旨

この基本方針は、「(仮称)美幌町自治基本条例」の制定を目指していくに当たり、基本的考え方及び条例づくりの進め方についての概要を示すものです。

2 自治基本条例とは

自治基本条例とは、わたしたちが安全で心豊かに安心して暮らせるように、まちづくりを進める上で基本となる理念・役割やルールを定めるものであり、美幌町という単位で物事を考えたり決めたりする場合、どのような考え方を基本にするのか、どのような方法で決めていくか、誰にどのような役割があるのか、ということを決める自治の基本的なルールとなるものです。

3 基本的考え方

(1) 自治基本条例制定の背景

現在、全国の多くの自治体で自治基本条例の制定に向けた検討が行われています。その背景としては、大きく分けて二つの要因があります。

一つは地方分権の進展です。平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方自治体の位置付けが、それまでの国の下請機能的なものから、国と対等な「地方の政府」へと大きく変わりました。そのため、地方自治体にはこれまで以上に主体性を持って、住みよい、魅力あふれるまちづくりを進めていくことが求められています。

もう一つは社会環境の大きな変化です。町民ニーズやライフスタイルの多様化、そしてコミュニティの希薄化に拍車がかかる一方、少子高齢・人口減少社会の到来など新たな社会問題が生じてきました。そのため、今までどおりの町民と行政との係わり方では、十分に対応できなくなってきました。

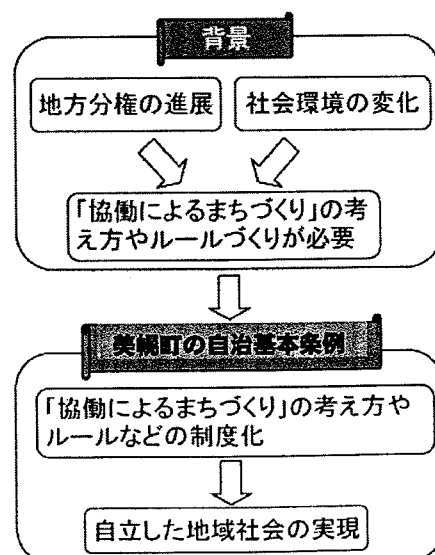
そこで、これらの変化に対応し、町民の満足度と地域力を高めていくためには、主権者である町民が互いに協力し、行政と「協働」してまちづくりに積極的に参画することが重要であり、「町民・議会・行政がどのように協働し、まちづくりを進めていくか」その考え方やルールなどを定める必要性が生じています。

(2) 自治基本条例制定の意義

これからのまちづくりに求められることは、「自らのまちは自らの手でつくる」という意識のもと、町民が主役となって自主的な判断と責任に基づく自主・自立のまちづくりです。

美幌町においても、さまざまな方法により町民と行政の「協働によるまちづくり」を積極的に推進しているところであり、これらの仕組みを包括するものが「自治基本条例」と言えます。

美幌町において制定する「自治基本条例」は、「協働によるまちづくり」の考え方やルールなどを制度化し、自立した地域社会を実現するものです。



4 条例づくりの進め方

(1) 町民による検討

自治基本条例は、最高規範性を持たせることにより「自治体の憲法」とも言われており、地域の自治の在り方に大きな影響を与えるものです。したがって、制定に当たっては、町民の意向が十分反映されるべきであると考えています。このことから、公募による町民委員、団体から推薦された町民委員、町議会から選任された議会委員、役場職員を対象とした行政委員、町長による委員構成となります（仮称）『みんなで創る自治基本条例町民会議』を設置し、白紙の状態から条例（案）を作成していただくことを考えております。また、「町民会議」の設置に併せ、自治基本条例についての学習会（講演会）の開催、町民の自主的な参加・運営による勉強会、等について、「町民会議」の運営により、開催し、町民会議委員を含め多くの町民に理解を深めていただくことを考えております。

(2) 行政の検討体制

町長が「町民会議」の委員長として参画する他、副町長を委員長とする役場内に「庁内委員会」を組織し、「町民会議」と情報を共有しながら、その意見、提言を踏まえ考え方をまとめるなど、「町民会議」を支援する体制を確立します。

また、担当部局が事務局となり、会場や資料・情報の提供など「町民会議」の活動を支援します。

(3) スケジュール

「（仮称）美幌町自治基本条例」は、策定に向け、地域の特長を生かしながら、十分な議論をする意味では、時間を要するものと考えられますが、ある程度の終期の設定をし、進めていくことを考えております。条例（案）の策定期間については、町民会議による検討に委ねるものとし、時期を定めておりませんが、条例の内容を踏まえて、概ね2年程度の期間を設定し、町民会議で決められたスケジュールに沿って進めることとします。

※学習会（講演会）の開催、各種団体との意見交換、パブリックコメント（＝意見聴取制度）等について、考慮します。

5 第5期美幌町総合計画との関係

総合計画は、まちづくりの指針であり、一定期間中に達成すべき目標を設定し、その実現のための施策を体系化したものです。

一方、自治基本条例は、自治体の最高規範であり、自治の基本理念や町政運営の基本原則、町民や事業者の権利・義務などを定めるものです。

このことから、自治基本条例と総合計画は、それぞれの特徴に応じた役割分担により、ともに地域のまちづくりを支えていくものと考えられ、両者が相まって計画的な行政運営が推進されることとなります。

※パブリックコメントとは・・・行政機関によるさまざまな施策や計画等について、案を公表し、その案に対して町民のみなさんからいただいたご意見や情報を考慮して、意志決定を行う制度をいいます。（＝意見聴取制度）